

令和3年 2月 1日
四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社

災害時における建設機械等の賃貸借に関する協定締結について

四国電力株式会社および四国電力送配電株式会社は、各種災害に備え、両社が一体となって様々な防災体制の確立に取り組んでおりますが、本日、その一環として、一般社団法人日本建設機械レンタル協会四国支部と「災害時における建設機械等の賃貸借に関する協定」を締結しましたので、お知らせいたします。

本協定の締結により、災害時に大規模な停電が発生した場合において、各種建設機械などを優先的かつすみやかに賃貸借させていただくことで、電力供給設備等を迅速かつ円滑に復旧することが可能となります。

両社は、引き続き各種災害に備えた対策の検討を進め、防災体制のさらなる充実・強化に万全を期してまいります。

1. 協定の名称

災害時における建設機械等の賃貸借に関する協定

2. 締結者

一般社団法人 日本建設機械レンタル協会四国支部
四国電力株式会社
四国電力送配電株式会社

3. 締結日

令和3年2月1日

4. 協定内容

- ・ 災害時に大規模な停電が発生した場合において、電力供給設備等を迅速かつ円滑に復旧するため、四国電力および四国電力送配電は、日本建設機械レンタル協会四国支部に建設機械等の物品について賃貸借を要請することができる。
- ・ 日本建設機械レンタル協会四国支部は、要請を受けた場合、業務に支障のない範囲において、優先的かつすみやかに物品の賃貸を行う。

以 上